

津市公告第62号

一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、別紙のとおり公告します。

令和6年4月26日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

(1) 件名

EM活性液培養装置の売払い

(2) 売払物品の概要

別紙仕様書のとおり

(3) 売払物品の現地見学会

下記のとおり売払物品に関する現地見学会を開催しますので、本件入札参加希望者は、申込期限までに、電話連絡にてお申し込みの上、各物品の現状を確認してください。当該見学会の参加は任意であり、入札の参加条件とするものではありません。

ア 日時

令和6年5月10日（金）

午前10時30分から正午まで

イ 申込期限

令和6年5月2日（木）午後5時まで

ウ 申込先

津市環境部環境保全課

環境保全担当

電話番号059-229-3140

※ 申込者が多数となる場合は別途日程を設ける場合があります。

※ 申込者ごとに異なる時間帯で実施を予定しています。

2 入札参加の資格

本件入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者としします。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者

- (4) 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者
- (5) 反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
- (6) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (7) 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 法人その他団体の役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。）のうちに第3号から前号までのいずれかに該当する者があるもの
- (9) 民法（明示29年法律第89号）第120条第1項に規定する行為能力制限者（未成年者、成年被後見人等。以下「行為能力制限者」といいます。）に該当すると認められる者（行為能力制限者の法定代理人が代理し、又は同意した場合を除きます。）
- (10) 本件の公告から入札時までの期間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 日本国内に住所及び連絡先がない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加申込手続

ア 申込方法

本件入札に参加しようとする者は、下記(2)の必要書類を本市に郵送又は直接持参により提出し、本件入札の参加資格の確認を受けてください。本市の確認後、一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知します。

なお、申込期限までに当該必要書類を提出しなかった者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

イ 申込期限

令和6年5月14日（火）午後5時まで

※ この期限までに下記ウの提出先に到着しない申込書類は、理由の如何を問わず受理しません。郵送等の場合の未達等のトラブルに関して本市は一切の責任を負わないので、必ず電話で到着の確認を行ってください。

ウ 提出先

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号
津市環境部環境保全課環境保全担当（津市役所本庁舎6階）

(2) 必要書類

ア EM活性液培養装置の売払いに係る一般競争入札参加申込書（以下「参加申込書」といいます。）

イ 履歴事項全部証明書（個人又は個人事業主の場合は、住民票の写し）

ウ 印鑑証明書（個人又は個人事業主の場合は、印鑑登録証明書）

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、下記の証明書で該当するすべてのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

(ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ウ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

オ 誓約書

※ 一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

※ ア及びオの書類は、津市ホームページからダウンロードし、又は津市役所本庁舎6階環境保全課窓口にて受け取ってください。

※ イからエまでの書類については、いずれも申込日において発行後3月以内の原本に限ります。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除します。

4 入札の実施について

(1) 日時

令和6年5月20日（月）午前10時00分

※ 定刻になっても出席の無い場合は棄権とみなします。

(2) 場所

津市役所本庁舎7階 第71会議室

(3) 受付

ア 入札参加者は、入室時に受付を行い、入札前に、必要事項を記載した入札者確認票を提出してください。

※ 入札者確認票は、津市ホームページからダウンロードし、又は津市

役所本庁舎 6 階環境保全課窓口にて受け取ってください。

イ 定刻となった時点で、入札についての説明を行います。

(4) 入札の方法

ア 指定の入札書により、別紙仕様書に基づき入札金額等を記載の上、入札してください。

なお、入札金額は、売払物品の総合計金額（消費税及び地方消費税額抜き）を記載してください。

※ 入札書は、津市ホームページからダウンロードし、又は津市役所本庁舎 6 階環境保全課窓口にて受け取ってください。

イ 入札書は、日付、入札者の住所又は所在地、氏名又は名称（商号）及び代表者氏名、3 の(1)のアの申込方法により提出した印鑑証明書又は印鑑登録証明書の印（以下「実印」といいます。）の押印、入札金額等を鮮明に表示し、封筒に入れて封書し、入札してください。

なお、入札金額等は正確に記載し、鉛筆その他容易に書き替えが可能な筆記具等を使用せず、入札金額は、アラビア数字を用い、文字は楷書で記載してください。

ウ 入札書を封書する封筒は、別添一般競争入札参加者心得を参照し、表面には、件名等を明確に記載し、裏面には、貼合わせ部分に実印で原則 3 か所の封印をしてください。

エ 入札書は、再度入札（原則として 2 回）に備えて、予備を準備してください。

オ 落札に当たっては、入札書に記載された金額に 1. 1 を乗じた金額（消費税及び地方消費税分に相当する額を加算した額）をもって落札金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。

なお、落札は、予定価格以上において、最高価格入札者とし、最高価格入札者が 2 者以上の場合は、くじ引きにより決定します。

(5) その他注意事項

その他、入札参加者は、別添一般競争入札参加者心得の内容について十分に理解し、了承の上、入札を行ってください。

5 入札の無効

津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号。以下「規則」といいます。）第 1 9 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

6 契約の締結

落札者決定後、本市と落札者は、ただちに契約を締結しますので、落札者はその場に残り、本市の説明を受けてください。

※ 物品売払契約書は、本市から2部送付しますので、2部ともに記名し、実印を押印し、1部のみに必要な印紙税額の収入印紙を貼付した上で、2部とも提出してください。本市による記名、押印後、1部を落札者へ返送します。

7 契約保証金

契約保証金は免除します。

8 契約に付す条件の概要

契約に付す条件の概要は、次の各号のとおりです。

- (1) 本市は、物品の引渡しまでの危険負担を負いません。
- (2) 本市は、契約不適合責任（知れていない事項を含みます。）を負いません。

9 売買代金の支払期限及び支払方法

売買代金（契約金額）は、本市の発行する納付書により、令和6年5月27日（月）午後5時までに納付しなければなりません。

なお、一度納付された売買代金は、返金できません。

10 所有権の移転及び引渡し

売買代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、次の期間及び場所にて、現状有姿にて引き渡すものとします。所有権移転後に生じた故障及び破損については、一切の責任を負いません。

なお、引き渡された物品は、返品又は交換を行うことができません。

(1) 期間

代金納付後から14日以内（土、日曜日及び祝休日を除く。）

各日とも午前10時から午後4時まで

(2) 場所

津市東丸之内13番20号

津市極楽橋ポンプ場

11 契約に関する諸費用

次の各号に掲げる契約に関する諸費用は、すべて落札者の負担となります。

- (1) 印紙税法（昭和42年法律第23号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく印紙税（契約書に収入印紙を貼付）

- (2) 物品引渡しに要する費用
- (3) 物品の搬出、取り外しに係る費用
- (4) その他契約に要する費用

12 質問及び質問に対する回答

(1) 質問方法

質問は、本市指定の質問書を津市役所本庁舎6階環境保全課窓口へ持参するか、郵送又はFAXで送信して行ってください。

ただし、当該入札に関する質問ではなく、意見の表明と解されるものについては回答しません。

なお、郵送又はFAXで質問書を送信される場合は、質問書の提出期限時刻必着としますので、電話にて到着の確認を行ってください。

※ 質問書は、津市ホームページからダウンロードし、又は津市役所本庁舎6階環境保全課窓口にて受け取ってください。

(2) 質問書の提出期限

令和6年5月13日（月）正午まで

(3) 質問書に対する本市の回答方法

質問書に対する回答については、令和6年5月14日（火）に質問者名を非公開として津市ホームページに掲載します。

13 その他入札参加申込みに当たっての留意事項

入札参加者は、本入札公告及び仕様書並びに契約書案のすべての内容について十分に理解し、了承している場合に限り、入札に参加できるものであり、これらの内容の全部又は一部につき、了承できない部分がある場合は、入札に参加することができません。

このほか、入札参加者は、次の各号に掲げる事項について了承の上で入札参加申込みを行ってください。

- (1) 落札後の契約の締結は、参加申込書に記載された名義で行うこと。
- (2) 入札参加申込みに係る取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができること。
- (3) 申込関係書類の提出は、郵送（書留等記録が残る方法）又は直接持参により行い、電話又はFAX等による申込みはできないこと。
- (4) 入札結果については、入札参加申込者の名称（氏名）、応札価格その他入札に関する結果を公表することがあること。

問い合わせ先

津市環境部環境保全課環境保全担当

電話番号 059-229-3140

F A X 059-229-3354